

「法の日」週間を迎えて

情報

インフォメーション

10月1日は、「法の日」です。「法の日」は、国民の皆さんに、法の役割や重要性について考えていただくきっかけになるようにと、裁判所、検察庁及び弁護士会の協議で提唱され、昭和35年、政府によって、「国をあげて法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高めるための日」として定められました。

裁判所、法務省、検察庁及び弁護士会では、10月1日からの1週間を「法の日」週間とし、毎年、全国各地で各種の行事を実施しています。裁判所では、全国各地で法や裁判手続きに関する説明会や見学会、講演会等の催しを行う予定です。

「法の日」週間に実施される行事に参加して、法を身近に感じてみませんか？

「法の日」週間にちなんだ裁判所で実施される各地の行事は、「**裁判所ウェブサイト**」(<http://www.courts.go.jp/>)で紹介しています。このサイトでは裁判例情報や司法統計などの様々な情報をご覧いただけます。また、裁判員制度の詳しい情報については、「**裁判員制度ウェブサイト**」(<http://www.saibanin.courts.go.jp/>)で、紹介していますので、是非、アクセスしてみてください。

～お知らせ～

10月22日(水)午後1時30分から3時30分まで、旭川地方・家庭裁判所において、市民講座を開催します。テーマは「身近なトラブル～民事調停で円満解決!」です。参加を希望される方は、以下の連絡先へお申し込みください。たくさんのご参加をお待ちしております。

詳しくは、「**裁判所ウェブサイト**」<http://www.courts.go.jp/asahikawa/>に今後掲載される記事をご覧ください。

旭川地方裁判所事務局総務課文書係 Tel0166-51-6255

不動産や会社の登記事項証明書は



かんたん証明書請求

が断然お得です!



簡単

- ◆ 環境設定が一切不要!
すぐに御利用いただけます!

便利

- ◆ 自宅やオフィスから請求,
即日(又は翌日)郵送します!

低料金

- ◆ 手数料が窓口や郵送での請求
に比べ、**お安くなります。**
通常600円が、500円に!

「登記・供託ねっと」に今すぐアクセス!

<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp>

お問い合わせは

旭川地方法務局稚内支局へ

登記供託ねっと

検索

Tel0162-33-1122



人権イメージキャラクター
人KENまもる君

法務局職員による

法教育・出前講座

を受講してみませんか?

～無料で法律や法務局に関連する内容の講義が受けれます～



人権イメージキャラクター
人KENまもるちゃん

講座内容

- 【法教育】
 - ◆ 「ルールについて考えよう」
 - ◆ 「身の回りにある法律的な問題」
- 【出前講座】
 - ◆ 相続登記手続・抵当権抹消手続
 - ◆ 成年後見制度について 等

対象者

- 【法教育】
 - ◆ 高校生・中学生
- 【出前講座】
 - ◆ 各種団体グループ

会場

- 【法教育】
 - ◆ 希望する学校
 - ◆ 法務局会議室
- 【出前講座】
 - ◆ 各種団体グループの会場
 - ◆ 法務局会議室

お問い合わせは
旭川地方法務局
稚内支局へ

Tel0162-33-1122